# 投資法人規約

クレッシェンド投資法人

# 投資法人規約

#### 第1章 総 則

# 第1条 (商号)

この投資法人の商号は、クレッシェンド投資法人と称し、英文では、CRESCENDO Investment Corporation と表示します。

# 第2条 (目的)

この投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。)に基づき、投資法人の資産を主として不動産等(第 26 条第 2 項各号に掲げる資産をいいます。以下同じ。)及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等(第 26 条第 3 項各号に掲げる資産をいいます。以下「不動産対応証券」といいます。)の特定資産(投信法第 2 条第 1 項に掲げる資産をいいます。以下同じ。)に対する投資として運用することを目的とします。

# 第3条 (本店の所在地)

この投資法人は、本店を東京都港区に置くこととします。

# 第4条 (公告方法)

この投資法人の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とします。

# 第2章 投資口

# 第5条 (発行可能投資口総口数)

- 1.この投資法人の発行可能投資口総口数は200万口とします。
- 2.この投資法人の発行する投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとします。

# 第6条 (投資主の請求による投資口の払戻し)

この投資法人は、投資主(実質投資主(株券の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号、その後の改正を含みます。)第30条及び第39条の2に規定する預託投資証券の共有者をいいます。)を含みます。以下同じ。)の請求による投資口の払戻しをしないこととします。

# 第7条 (投資口取扱規程)

この投資法人の発行する投資証券の種類並びに投資主名簿(実質投資主名簿を含みます。以下同じ。)への記載又は記録、その他投資口に関する手続は、役員会の定める投資口取扱規程によるものとします。

# 第8条 (最低純資産額)

この投資法人の最低純資産額は5,000万円とします。

# 第3章 投資主総会

# 第9条 (招集)

- 1.投資主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、役員会の決議に基づき、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名の場合は役員会が予め定めた順序により執行役員の1名がこれを招集します。
- 2.投資主総会は、東京都23区内において開催します。

#### 第10条 (招集の公告、通知)

投資主総会を招集するには、投資主総会の日の2ヵ月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに、 各投資主に対して、書面をもってその通知を発します。

# 第11条 (議長)

投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名の場合は役員会が予め定めた順序により執行役員の1名がこれに当たります。但し、全ての執行役員に欠員又は事故がある場合には、役員会が予め定めた順序に従い、監督役員の1名がこれに代ります。

# 第12条 (決議)

- 1.投資主総会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合を除き、発行済投資口の3分の1以上を有する投資主が出席し、出席した投資主の議決権の過半数をもって行います。
- 2.投資主は、この投資法人の議決権を有する他の投資主を代理人として、議決権を行使することができます。この場合においては、投資主又は代理人は、投資主総会毎に代理権を証明する書面をこの投資法人に提出することを要します。

# 第13条 (書面による議決権の行使)

- 1.投資主総会に出席しない投資主は、書面によって議決権を行使することができます。
- 2.書面によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します。

# 第14条 (みなし賛成)

- 1.投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。)について賛成するものとみなします。
- 2.前項の規定による定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した

投資主の議決権の数に算入します。

# 第15条 (基準日)

- 1.この投資法人は、第33条に定める決算日から3ヵ月以内に投資主総会が開催される場合には、決算日において投資主名簿に記載され、又は記録されている投資主をその招集に係る投資主総会において権利を行使することができる投資主とします。
- 2.前項の規定にかかわらず、必要があるときは、役員会の決議によって、予め公告して、一定の日において投資主名簿に記載され、又は記録されている投資主又は登録投資口質権者をその権利を行使することができる投資主又は登録投資口質権者とするものとします。

#### 第4章 執行役員、監督役員及び役員会

#### 第16条 (執行役員及び監督役員の員数)

執行役員は2名以内、監督役員は3名以内とします。但し、監督役員の員数は、執行役員の員数に1を加えた数以上とします。

# 第17条 (執行役員及び監督役員の選任)

執行役員及び監督役員は、投資主総会の決議によって選任します。

# 第18条 (執行役員及び監督役員の任期)

執行役員及び監督役員の任期は、就任日から2年とします。補欠又は増員のため選任された執行役員又は監督役員の任期は、他の在任執行役員又は監督役員の任期の満了すべきときまでとします。

# 第19条 (役員会の決議)

役員会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合のほか、議決に加わることができる構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行います。

# 第20条 (役員会の招集及び議長)

- 1.役員会は、執行役員が1名の場合はその執行役員が、執行役員が2名の場合は、役員会招集権者が招集し、その議長となります。
- 2. 役員会招集権者は、予め役員会において定めることとします。
- 3.役員会招集権者以外の執行役員は投信法第113条第2項の規定により、監督役員は投信法第113条第3 項の規定により、役員会の招集を請求することができます。
- 4.役員会を招集するには、役員会の日の3日前までに各執行役員及び各監督役員に対してその通知を発することとします。但し、緊急の必要又は執行役員及び監督役員の全員の同意がある場合には、更にこれを短縮することができます。

# 第21条 (役員会の運営)

役員会に関しては、この規約に規定するもののほか、役員会の定める役員会規程によるものとします。

#### 第22条 (執行役員及び監督役員の投資法人に対する責任)

この投資法人は、投信法第115条の6第1項の執行役員又は監督役員の責任について、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令に定める額から、当該執行役員又は監督役員がその在職中にこの投資法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として内閣府令で定める方法により算定される額に4を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、役員会の決議によって免除することができます。

# 第23条 (執行役員及び監督役員の報酬の額又は報酬の支払に関する基準)

執行役員及び監督役員の報酬の額又は報酬の支払に関する基準は、以下の通りとします。

- (1) 執行役員報酬は、1ヵ月につき1人当たり80万円を上限とし、その報酬月額は役員会で決定します。 支払時期は毎月末日とし、執行役員の指定する口座へ振込により支払うこととします。
- (2) 監督役員報酬は、1ヵ月につき1人当たり80万円を上限とし、その報酬月額は役員会で決定します。 支払時期は毎月末日とし、監督役員の指定する口座へ振込により支払うこととします。

# 第5章 資産運用の対象及び方針

# 第24条 (資産運用の基本方針)

この投資法人は、主として不動産等及び不動産対応証券の特定資産に投資し、運用資産の着実な成長及び中 長期的な安定収益の確保を実現すべく運用を行います。

# 第25条 (投資態度)

- 1.この投資法人は、我が国の不動産及び不動産を信託する信託の受益権を主要投資対象とします。
- 2.この投資法人は、特定不動産(この投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。)の価額の合計額のこの投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とします。
- 3.この投資法人の投資する不動産及び信託財産である不動産の用途は、主にオフィスビル及び居住用マンションとし、投資対象地域は、我が国の都心部を中心として、政令指定都市をはじめとする全国の主要都市とします。
- 4.この投資法人は、不動産等への投資に際しては、十分なデュー・ディリジェンス (詳細調査等)を実施し、その投資採算価値を見極めた上で、投資環境等に応じてその投資を決定します。
- 5. 運用に当たっては、不動産及び不動産を信託する信託の受益権への投資を基本としますが、投資環境、 資産規模等によっては、その他の不動産等(第26条第2項に掲げる資産のうち不動産及び不動産を信託

する信託の受益権を除いたものをいいます。) 及び不動産対応証券への投資を行います。

6.次条第2項及び第3項に定める不動産等及び不動産対応証券の資産の運用に当たっては、運用する資産 の流動性に留意するものとします。

#### 第26条 (資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲)

- 1.この投資法人が投資対象とする不動産等及び不動産対応証券とは、第2項及び第3項に掲げるものをいいます。
- 2. 不動産等とは、次に掲げるものをいいます。
  - (1) 不動産
  - (2) 不動産の賃借権
  - (3) 地上権
  - (4) 不動産、不動産の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権(不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含みますが、「投資信託及び投資法人に関する法律施行令」(平成12年政令第480号、その後の改正を含みます。以下「投信法施行令」といいます。)第3条第1号において定義される有価証券(以下「有価証券」といいます。)に該当するものを除きます。)
  - (5) 不動産、不動産の賃借権若しくは地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託 の受益権 (有価証券に該当するものを除きます。)
  - (6) 当事者の一方が相手方の行う第1号から第5号までに掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分(以下「不動産に関する匿名組合出資持分」といいます。)
- 3. 不動産対応証券とは、資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるものをいいます。
  - (1) 優先出資証券

「資産の流動化に関する法律」(平成 10 年法律第 105 号、その後の改正を含みます。以下「資産流動化法」といいます。)第 2 条第 9 項に規定する優先出資証券

(2) 受益証券

投信法第2条第12項に規定する受益証券

(3) 投資証券

投信法第2条第22項に規定する投資証券

(4) 特定目的信託の受益証券

資産流動化法第2条第13項及び第15項に規定する特定目的信託の受益証券(前項第4号又は第5号に掲げる資産に投資するものを除きます。)

- 4.この投資法人は、第2項及び第3項に掲げる特定資産のほか、次に掲げる資産により運用します。
  - (1) 以下に掲げる有価証券
    - (ア) 国債証券
    - (イ) 地方債証券
    - (ウ) 特別の法律により法人の発行する債券

- (I) 社債券 (新株予約権付社債券を除きます。)
- (オ) 特定目的会社に係る特定社債券(証券取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。以下「証券取引法」といいます。)第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。)
- (カ) コマーシャル・ペーパー(証券取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- (キ) 外国又は外国法人の発行する証券又は証書で、上記(ア)から(カ)までの証券又は証書の性質を有するもの
- (ク) 貸付信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号の3で定めるものをいいます。但し、第3項第2号に定めるものを除きます。)
- (ケ) 投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。但し、第3項第3号に定めるものを除きます。)
- (3) 投資法人債券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)
- (サ) 外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)
- (シ) 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- (ス) オプションを表示する証券又は証書(証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいい ます。)
- (t) 預託証書(証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるもので、上記(ア)から(I)までの証券の 性質を有する本邦通貨建のものとします。)
- (ソ) 外国法人が発行する本邦通貨建の譲渡性預金証書(証券取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- (タ) 貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)
- (チ) 外国法人に対する権利で、上記(タ)の権利の性質を有するもの(証券取引法第2条第2項第2号で定めるものをいいます。)
- (2) 金銭債権(投信法施行令第3条第11号に定めるものをいいます。)
- (3) 金融デリバティブ取引(投信法施行令第3条第14号において定義される意味を有します。)に係る 権利
- (4) 商標権(商標法(昭和34年法律第127号)に定めるものをいいます。但し、この投資法人の商号に係る商標権等その組織運営に伴い保有するもの及び第2項に掲げる不動産等と併せて取得することが適当と認められるものに限ります。)
- (5) 地役権
- (6) 建設仮勘定 (投資法人の計算に関する規則第37条第3項第2号へに定めるものをいいます。)
- (7) 動産 (民法で規定されるもののうち、設備、備品その他の構造上又は利用上不動産に付加された物件等)
- (8) 特定の不動産に付随する資産で、当該不動産と併せて取得することが適当と法令、株式会社東京証券取引所及び社団法人投資信託協会が認めるもの
- (9) 第4号乃至第8号に規定される資産を信託する信託の受益権

# 第27条 (投資制限)

1.前条第4項第1号及び第2号に定める有価証券及び金銭債権は、積極的に投資を行うものではなく、余

資運用として、安全性、換金性を勘案した運用を図るものとします。

2.前条第4項第3号に掲げる金融デリバティブ取引に係る権利は、この投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとします。

# 第28条 (組入資産の貸付け)

- 1.この投資法人は、中長期的な安定収益の確保を目的として、原則として運用資産に属する全ての不動産 (この投資法人が取得する信託の受益権その他の資産の裏付けとなる不動産を含みます。)を第三者に賃貸(駐車場、看板等の設置等を含みます。)し又は信託受託者等をして第三者に賃貸させます。
- 2.不動産の賃貸に際しては、敷金又は保証金等これらに類する金銭(以下「敷金等」といいます。)を受入れ又は差入れることがあり、受入れた敷金等は、この運用方針の定めに基づき運用します。
- 3. 運用資産に属する不動産(この投資法人が取得する信託の受益権その他の資産の裏付けとなる不動産を 含みます。) 及びこれに付随する動産以外の資産の貸付けは行わないこととします。

#### 第29条 (資産評価の方法、基準及び基準日)

- 1.この投資法人の資産評価の方法は、下記の通り運用資産の種類毎に定めます。
  - (1) 第26条第2項第1号から第3号までに定める不動産、不動産の賃借権及び地上権 取得価額から減価償却累計額を控除した価額
  - (2) 第 26 条第 2 項第 4 号から第 6 号までに定める信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分 信託財産又は匿名組合の構成資産が不動産の場合は第 1 号に従った評価を、金融資産の場合は一般 に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を 控除して当該信託の受益権の持分相当額又は匿名組合出資持分相当額を算定した価額とするものと します。
  - (3) 第26条第3項に定める不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券 当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額(取引所における最終価格、証券 業協会等が公表する最終価格、これらに準じて随時、売買換金等を行うことができる取引システム で成立する取引価格をいいます。)を用いるものとします。市場価格がない場合には、合理的に算定 された価額により評価するものとします。但し、優先出資証券については、上記のような市場価格 及び合理的に算定された価格がない場合には取得原価で評価することができるものとします。
  - (4) 第26条第4項第1号に定める有価証券 当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額(取引所における最終価格、証券 業協会等が公表する最終価格、これらに準じて随時、売買換金等を行うことができる取引システム で成立する取引価格をいいます。)を用いるものとします。市場価格がない場合には、合理的に算定 された価額により評価するものとします。
  - (5) 第26条第4項第2号に定める金銭債権 取得価額から、貸倒引当金を控除した金額。但し、債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得金額と債権金額の差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した金額とします。
  - (6) 第26条第4項第3号に定める金融デリバティブ取引に係る権利

取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務は、当該取引所の最終価格(終値、終値がなければ気配値(公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値))を用います。同日において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格を用います。取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とします。公正な評価額を算出することが極めて困難と認められるデリバティブ取引については、取得価額をもって評価します。

# (7) その他の資産

上記に定めのない資産については、社団法人投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額 又は一般に公正妥当と認められる会計基準により付されるべき評価額をもって評価します。

- 2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、第1項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとします。
  - (1) 第26条第2項第1号から第3号までに定める不動産、不動産の賃借権及び地上権 収益還元法により求めた価額
  - (2) 第 26 条第 2 項第 4 号から第 6 号までに定める信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分 信託財産又は匿名組合の構成資産が不動産の場合は第 1 号に従った評価を、金融資産の場合は一般 に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を 控除して当該信託の受益権の持分相当額又は匿名組合出資持分相当額を算定した価額とするものと します。
- 3. 資産評価の基準日は、原則として、決算日とします。但し、第1項第3号、第4号及び第6号に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末とします。

# 第30条 (保有不動産に係る減価償却算定方法)

保有不動産の設備等の減価償却額の算定方法は、定額法を採用します。 但し、正当な事由により採用した 方法による算定が適当ではなくなった場合であり、かつ、投資者保護上問題がないと合理的に判断できる場 合に限り他の算定方法により算定することができるものとします。

# 第31条 (借入金及び投資法人債発行の限度額)

- 1. 資産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、資産の取得資金、貸付けを行う不動産及び信託受益権に係る信託財産である不動産に係る工事代金及び運転資金、又は債務の返済(敷金・保証金並びに借入金及び投資法人債(短期投資法人債を含みます。以下同じ。)の返済を含みます。) その他の一時的な支出のために必要となる資金の調達を使途とし、借入れ或いは投資法人債の発行を行います。
- 2.この投資法人の借入金及び投資法人債発行の限度額は、それぞれ1兆円とし、その合計額は1兆円を上限とします。
- 3. 借入れを行う場合、借入れ先は、証券取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家に限るものとします。
- 4.借入れ又は投資法人債の発行に際しては、運用資産について、抵当権、質権その他の担保権を設定することができるものとします。

#### 第6章 計算

# 第32条 (金銭の分配の方針)

#### 1.分配方針

この投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- (1) この投資法人の運用資産の運用等によって生じる分配可能金額(以下「分配可能金額」といいます。) は、投信法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して決算日毎に計算される利益 (貸借対照表上の純資産額から出資総額等の合計額を控除した額をいいます。)の金額とします。
- (2) 分配金額は、租税特別措置法第67条の15(以下「投資法人の課税の特例」といいます。)に規定されるこの投資法人の配当可能所得の金額(以下「配当可能所得金額」といいます。)の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして、この投資法人が決定する金額とします(但し、分配可能金額を上限とします。)。なお、この投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積立てることができます。
- (3) 分配金に充当せず留保した利益又は決算日までの分配可能利益については、「第5章 資産運用の対象及び方針」に基づき運用を行うものとします。

#### 2.利益を超えた金銭の分配

この投資法人は、以下の場合、出資の戻しとして分配可能金額を超えて金銭で分配することができます。 但し、社団法人投資信託協会の規則等において定める額を限度とします。

- (1) 分配可能金額が配当可能所得金額に満たない場合で、投資法人の課税の特例の適用要件を充足する 目的で出資の戻しを行う場合には、当該適用要件を充足するものとしてこの投資法人が決定した金 額
- (2) 経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向によりこの投資法人が適切と判断する場合、当期における減価償却額から当期における適切な積立金等を控除した額を限度としてこの投資法人が決定した金額

#### 3.分配金の分配方法

投資主への分配金は金銭にて分配するものとし、原則として決算日から3ヵ月以内に、決算日において 投資主名簿に記載され、又は記録されている投資主又は登録投資口質権者を対象に、投資主又は登録投 資口質権者の有する投資口の口数に応じて行います。

#### 4.分配金の除斥期間等

投資主への分配金の支払が行われずにその支払開始の日から満3年を経過したときは、この投資法人は その支払の義務を免れるものとします。なお、未払分配金には利息を付さないものとします。

# 第33条 (決算日及び営業期間)

この投資法人の決算日は、毎年5月31日及び11月30日とします。また営業期間は、毎年6月1日から11月30日まで及び12月1日から翌年5月31日までとします。

# 第7章 会計監査人

# 第34条 (選任)

会計監査人は、投資主総会の決議によって選任します。

# 第35条 (任期)

- 1.会計監査人の任期は、就任後1年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結の時までとします。
- 2 . 会計監査人は、前項の投資主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該投資主総会において再任されたものとみなします。

# 第36条 (会計監査人の報酬の額又は報酬の支払に関する基準)

会計監査人の報酬額は、1営業期間につき 1,500 万円を上限として役員会で決定します。その支払時期は、 決算日後3ヵ月以内に会計監査人の指定する口座へ振込により支払うものとします。

#### 第8章 投資信託委託業者、資産保管会社及び一般事務受託会社

# 第37条 (資産の運用、保管及びその他事務に係る業務の委託)

- 1.この投資法人は、投信法第198条及び第208条に基づき、資産の運用に係る業務を投資信託委託業者(以下「投資信託委託業者」といいます。)へ、資産の保管に係る業務を資産保管会社へ委託します。この投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務で投信法第117条に定める事務(以下「一般事務」といいます。)については第三者へ委託します。
- 2.この投資法人の成立後に委託する一般事務のうち、発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務、発行する投資法人債の原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務、投資法人債券の発行に関する事務、投資法人債権者に係る事務(「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」(平成12年総理府令第129号、その後の改正を含みます。)第169条第2項第4号及び第5号に定める一般事務のことをいいます。)は、募集の都度、一般事務受託会社を役員会で定め、一般事務委託契約を締結することとします。

# 第38条 (投資信託委託業者に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準)

投資信託委託業者に対する資産運用報酬は、運用報酬1、運用報酬2及び運用報酬3から構成されます。それぞれの報酬の計算方法と支払時期は、以下の通りとします。

報 酬	計算方法と支払時期
運用報酬 1	営業期間毎に、運用資産(*1)の期中平均残高(*2)の各部分にそれぞれ次の割合を乗じた
	金額の合計額に、営業期間の月数を 12 で除した割合を乗じた金額とします。
	400 億円以下の部分 0.60%
	400 億円超 1,000 億円以下の部分 0.40%
	1,000 億円超の部分 0.15%
	* 1 運用資産とは、第26条に定める資産運用の対象とする特定資産(但し、同条第4項に定
	める国債証券等を除きます。) をいいます。
	*2 運用資産の期中平均残高は、当該営業期間の各月末における運用資産の取得価額を合計し
	た金額を営業期間の月数で除することにより算出します。但し、営業期間中に新たに取得した
	運用資産の取得価額には、取得価額に算入されることとなる消費税及び地方消費税を含まずに
	計算します。
	支払時期は、役員会で当該営業期間に係る計算書類等(投信法第129条に定める計算書類、資
	産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書をいいます。)を承認後1ヵ
	月以内とします。
運用報酬2	営業期間毎に、当該営業期間のFFO(*3)に4.50%を乗じた金額とします。但し、営業期間の
	末日に当期未処理損失がある場合には、当該報酬はないものとします。
	*3 FFO (Funds From Operation)は、当該報酬(この報酬に係る消費税及び地方消費税で、当
	該営業期間の費用となるものを含みます。)を控除する前の当期純利益に減価償却費を加えた金
	額とします。但し、前営業期間末に未処理損失がある場合には、上記の金額から前営業期間末
	の未処理損失額を控除した後の金額とします。
	支払時期は、役員会で当該営業期間に係る計算書類等(投信法第129条に定める計算書類、資
	産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書をいいます。)を承認後1ヵ
	月以内とします。
運用報酬3	運用資産を新たに取得した場合は、運用資産の取得価額(*4)に次の割合を乗じた金額としま
	す。複数の運用資産を同時に取得した場合は、運用資産毎に次の割合を乗じた金額の合計額と
	します。
	30 億円以下の部分 1.00%
	30 億円超 50 億円以下の部分 0.75%
	50 億円超の部分 0.50%
	*4 取得価額には、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う付随費用は含みません。
	支払時期は、運用資産の取得日の属する月の翌月末までとします。

なお、各報酬の支払に際しては、当該報酬に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を投資信託委託 業者の指定する銀行口座へ振込により支払うものとします。

# 第9章 附則

# 第39条 (経過措置)

この規約中、短期投資法人債に係る部分については、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成 18 年法律第65号)第5条の施行日から有効となるものとします。

制定 平成14年1月28日

改定 平成14年2月7日

改定 平成14年5月31日

改定 平成16年1月15日

改定 平成16年6月1日

改定 平成16年9月13日

改定 平成 16年11月 1日

改定 平成 16年11月 9日

改定 平成17年1月6日

改定 平成 17 年 8 月 30 日

改定 平成 19年 8月21日

東京都港区愛宕二丁目5番1号 クレッシェンド投資法人